

## 経 ViewPoint

2020. 9. 15

営 相  
談

## よくある相続税の相談Q&amp;A

谷口敬三 相談部 東京相談室

相続税の申告と納税は、被相続人の財産を相続または遺贈により取得した者が、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内に、被相続人の死亡の時にける住所地を所轄する税務署長にすることとされています。  
今回は、相続税について、Q&A方式で解説します。

## 1. 弔慰金

Q. A社従業員が工場で作業中に、事故のため亡くなりました。遺族は、A社からこの事故に係る弔慰金を受領しました。退職給与規定に基づく退職給与は、別途、規定どおり支給済みであり、この弔慰金の支給は今回個別に決定したものです。この弔慰金に係る税務上の取り扱いはどうになりますか。

A. この弔慰金の支給は、個別に決定されたもので退職金に代えて支払われたものとは認められません。その場合の取扱いは、一定額までは相続税の課税対象とはせず、それを超える部分が課税対象とされます。業務上の死亡の場合は、普通給与（俸給、給料、賃金、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務地手当等の合計額をいう）の3年分相当額までの金額については、相続税の課税対象にはならず、それを超える部分の金額は退職手当金等として相続税の課税対象になります。

弔慰金等の名目で相続人が受領した金銭等でも、実質上、退職金に代えて支払われたと認められる場合は、みなし相続財産である退職手当金等として扱われ、相続税の課税対象となります。それ以外の場合は、下表の金額を弔慰金等に相当する金額とし、これを超える部分の金額は退職手当金等として相続税の課税対象になります。

被相続人の死亡が業務上の死亡の場合	被相続人の死亡当時の普通給与の3年分に相当する額
上記以外の場合	被相続人の死亡当時の普通給与の半年分に相当する額

なお、相続人（相続を放棄した者等を除く）が、取得したとみなされる退職手当金等のうち 500 万円に法定相続人の数を掛けた金額までの部分は、相続税は課税されません。また、受領した遺族には所得税・住民税は課税されません。

## 2. 相続財産から控除できる葬儀費用

**Q. 相続税の債務控除の対象となる葬式費用にはどのようなものがありますか。**

**A. 債務控除の対象は、火葬や埋葬に要する費用等一定の費用ですが、葬式費用には種々のものがあり、国税当局から対象となる費用の範囲が具体的に示されています。**

債務控除の対象となる葬式費用の金額は、相続人が負担した以下の金額の範囲内のものとされています。

- ・葬式もしくは葬送に際して、またはこれらの前において、埋葬、火葬、納骨または遺がいもしくは遺骨の回送その他に要した費用（仮葬式と本葬式とを行うものにあつては、その両者の費用）
- ・葬式に際して施与した金品で、被相続人の職業、財産その他の事情を勘案して相当程度と認められるものに要した費用（例えば、寺院等に対する読経料、お布施、戒名料等が該当）
- ・葬式の前後に生じた出費で、通常葬式に伴なうものと認められるもの（例えば、死亡広告費用、会葬御礼に要する費用、お通夜の費用、飲食等に要した費用が該当）
- ・死体の搜索または死体もしくは遺骨の運搬に要した費用

一方、以下の費用等は、債務控除の対象外となります。

- ・香典返戻費用
- ・墓碑および墓地の買入費、墓地の借入料
- ・初七日費用等法会に要する費用
- ・医学上または裁判上の特別の処置に要した費用
- ・遠隔地から葬式に参列するための親族の交通費等
- ・葬儀に際して支払った親族の喪服借用料

## 3. 相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産の取り扱い

**Q. 今般、A（夫）が亡くなり、遺産分割協議で配偶者B（妻）が、Aの全財産を相続し、子Cは全く相続しないこととなりました。ただし、Cは、Aの相続開始前3年以内に、Aから現金計300万円の贈与を受けていました。この300万円は、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産の価額を相続税の課税価格に加算する取り扱いの対象となりますか。**

**A. 対象とはなりません。**

相続税の課税価格に相続開始前 3 年以内に、暦年課税の贈与を受けた財産の贈与時の価額を加算する取り扱い（以下、生前贈与加算）は、相続や遺贈により財産を取得した者が、被相続人からその

相続開始前3年以内（相続開始日からさかのぼり3年目の応当日から当該相続開始日までの間）に贈与を受けた財産がある場合です。本ケースでは、子Cは父Aの相続で財産を取得していないので、生前贈与を受けた計300万円は「生前贈与加算」の対象にはなりません。

これに対して、相続等により被相続人に固有の本来の相続財産を取得していなくても、相続発生により死亡保険金等の所謂みなし相続財産を取得する場合は、「生前贈与加算」の適用があります。加算する贈与財産の価額は、贈与税の有無にかかわらず加算するので、贈与税の基礎控除額110万円以下の贈与財産の価額も加算します。また、死亡年に贈与された財産の価額も加算します。

なお、加算時、加算対象贈与財産について課された贈与税額があるときは、その贈与税額相当額は相続税額から控除することになります。以上の取り扱いは、贈与を受けた者が被相続人の相続人であっても、相続人以外（例えば、Aの養子になっていない孫D）であっても同様です。

生前贈与加算の取り扱いに対し、以下の金額は、贈与の時期や相続等による財産の取得の有無にかかわらず、相続税の課税価格に加算する必要はありません。

- ・ 贈与税の配偶者控除の特例を受けている又は受けようとする財産の価額のうちその配偶者控除額に相当する金額
- ・ 直系尊属から贈与を受けた住宅取得等資金のうち非課税の適用を受けた金額
- ・ 直系尊属から一括贈与をうけた教育資金のうち非課税の適用を受けた金額
- ・ 直系尊属から一括贈与を受けた結婚・子育て資金のうち非課税の適用を受けた金額

## 4. 相続税額の2割加算

**Q.** 以下の各ケースにおいて、相続や遺贈で財産を取得した場合、相続税額の2割加算の対象になりますか。

- ① 被相続人の血族ではなかった者が、被相続人の養子となった場合
- ② 被相続人の孫が、被相続人の養子（いわゆる孫養子）であり、代襲相続人ではない場合
- ③ 被相続人の孫が、被相続人の養子（いわゆる孫養子）であり、代襲相続人でもある場合

**A.** ① 被相続人の血族でなかった者は、養子縁組により被相続人の一親等の血族に該当し、相続税額の2割加算はありません。

② 被相続人の代襲相続人でない孫養子は、相続税額の2割加算の対象となります。

③ 被相続人の代襲相続人である孫養子は、相続税額の2割加算の対象となりません。

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した人が、被相続人の一親等の血族（代襲相続人となった孫等の直系卑属を含む）および配偶者以外の人の場合は、その人の相続税額にその相続税額の2割に相当する金額が加算されます。この相続税額の2割加算の取り扱いにおける「一親等の血族」には、被相続人の養子となっている被相続人の直系卑属（被相続人の孫、ひ孫等）のうち、代襲相続人である者は含まれますが、代襲相続人でない者は含まれないこととされています。

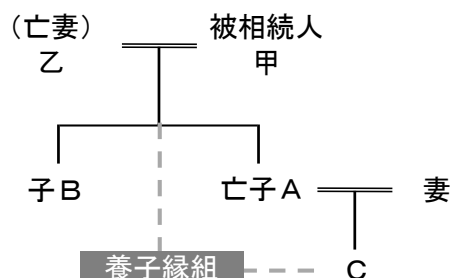
したがって、「③代襲相続人である孫養子」は一親等の血族とされ加算対象とはならず、「②代襲相続人でない孫養子」は一親等の血族以外の者とされ加算対象になります。また、相続財産を取得した

被相続人の孫が被相続人の養子となっていない場合、また、被相続人の兄弟姉妹や甥姪等が相続財産を取得した場合等は、これらの者は被相続人の一親等の血族ではないので、相続税額の2割加算の対象となります。

【参考】二重の相続資格がある場合の法定相続

甲には既に亡くなっている乙との間に子A・Bがいます。甲は、子Aの子C（甲の孫）と養子縁組をしていましたが、子Aが死亡しました。その後、甲に相続が生じた場合、相続人は子Bと孫Cとなります。

孫Cは、子Aの代襲相続人としての相続資格と、被相続人の養子としての相続資格を合わせて持っています。このため各々の法定相続分は、Cは代襲相続人としての3分の1と、養子としての3分の1、一方、Bは子としての3分の1となるので、Cは3分の2、Bは3分の1となります。



## 5. 遺産未分割の場合の相続税の申告

**Q. 被相続人Aの相続人は、配偶者Bと長男C、長女Dの3人です。遺言がないため、相続財産の分割をしなくてはならないのですが、CとDは仲が悪く、相続税の申告期限までに遺産分割協議が整いそうにありません。相続税の申告はどのように行えばよいですか。**

**A. 相続人各人が法定相続分にしたいが、財産および債務の割合を法定相続分で取得したものとして相続税の計算を行い、申告納付をします。**

相続税の申告と納付は、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10カ月以内に、被相続人の死亡時における住所が日本国内にある場合は、被相続人の住所地を所轄する税務署に行います。相続財産の分割がなされていない場合でも、この期限までに申告納付しなければなりません。分割されていないからといって、相続税の申告期限が延びることはありません。

相続財産が未分割のときの申告では、小規模宅地等の特例や、配偶者の税額軽減の特例等が適用できないので注意が必要です。

また、申告納付後、相続財産の分割がなされ、その分割に基づき計算した税額と申告した税額が異なるときは、実際に分割した財産の額に基づき、修正申告または更正の請求をします。修正申告は、初めに申告した税額よりも実際の分割に基づく税額が多い場合に行うことができます。一方、更正の請求は、初めに申告した税額よりも実際の分割に基づく税額が少ない場合に行うことができます。ただし、更正の請求ができるのは、修正申告と異なり、分割のあったことを知った日の翌日から4カ月以内です。

この修正申告または更正の請求において、小規模宅地等の特例や配偶者の税額軽減の特例等を適用

できますが、適用ができるのは、原則、申告期限から3年以内に分割があった場合に限られます。なお、この修正申告を行う場合には、法定納期限の翌日からこの申告書の提出があった日までの期間は、延滞税の計算期間には算入しないこととなっています。

内容は2020年3月28日時点の情報に基づいて作成されたものです。

本情報は、法律、会計、税務などの一般的な説明です。個別具体的な法律上、会計上、税務上等の判断や対策などについては専門家（弁護士、公認会計士、税理士など）にご相談ください。また、本情報の全部または一部を無断で複写・複製（コピー）することは著作権法上の例外を除き、禁じられています。

みずほ総合研究所 相談部東京相談室 03-3591-7077 / 大阪相談室 06-6226-1701  
<https://www.mizuho-ri.co.jp/service/membership/advice/>